

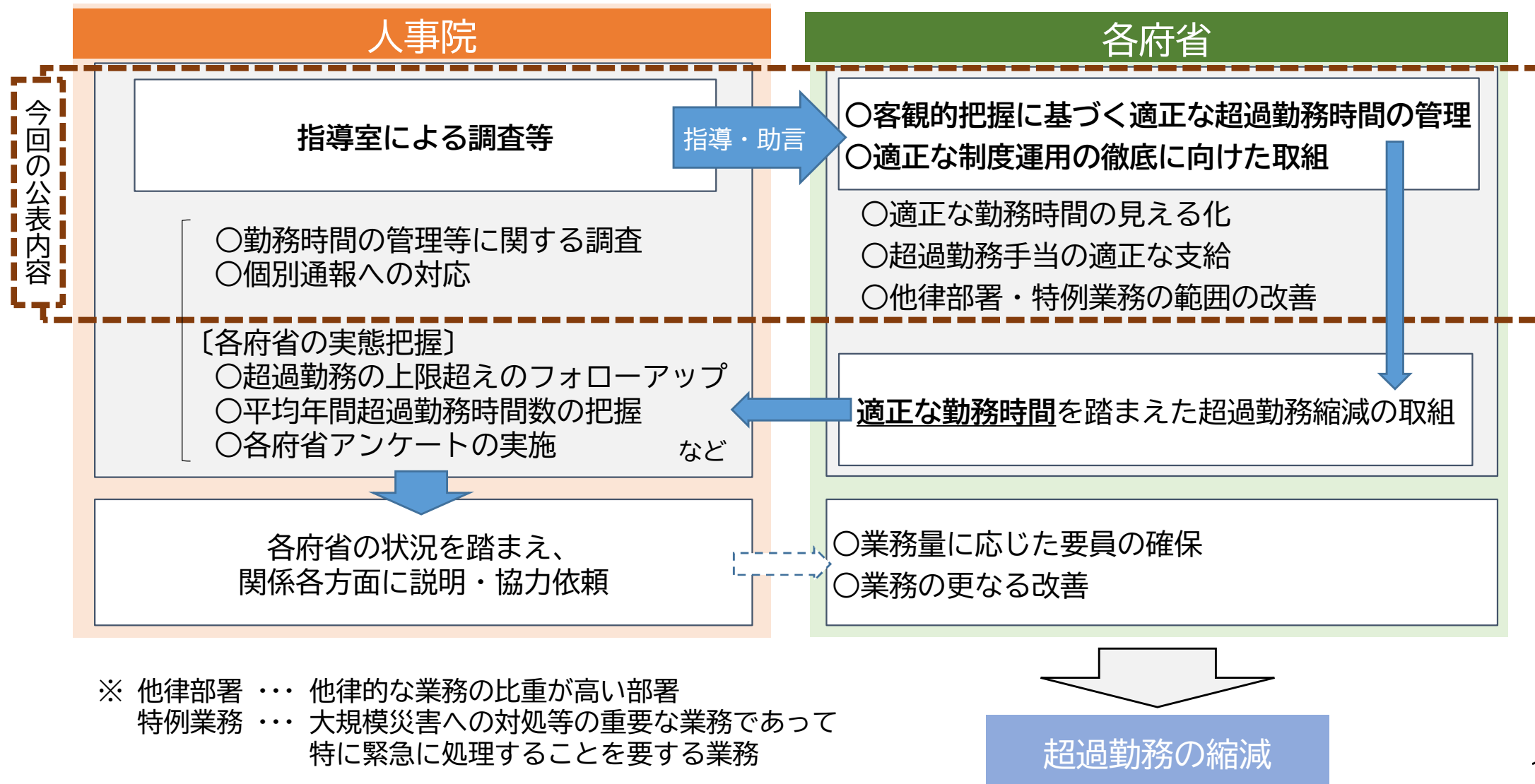
勤務時間の管理等に関する調査結果等について (令和6年度)

令和7年5月

人事院

1 「勤務時間調査・指導室」の位置付け（概略）

- ・ 超過勤務の縮減に当たっては、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが基本。
これにより、超過勤務手当の適正な支給や、更なる超過勤務の縮減の取組につながる
- ・ 勤務時間調査・指導室（指導室）において、各府省を直接訪問して、勤務時間の管理に関する調査等を実施。また、調査等の機会を通じて他律部署・特例業務^(※)の範囲を指導



- ・指導室において、令和4年度から、各府省を直接訪問して勤務時間の管理等に関する調査を実施
令和6年度は、調査・指導を更に充実させるため、対象となる職員数を増やして実施（計約1,800人
（令和5年度は計約1,200人））

1. 令和6年度の調査内容

- ・対象機関：本府省の20機関及び地方の4官署
- ・実施時期：令和6年6月～令和7年2月
- ・調査内容等：個別部署（〇〇課等）の超過勤務の状況を把握
客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を始めとする次の事項を指導・助言

1 客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理に関する指導

- ▶〔目的〕適正な勤務時間の見える化・把握・管理、
超過勤務手当の適正な支給

2 他律部署・特例業務の範囲に関する指導

- ▶〔目的〕適正な制度運用の徹底

3 管理職員のマネジメント、超過勤務の縮減に関する助言 等

- ▶〔目的〕各府省における超過勤務縮減の支援 等

2. 調査結果等の概要

1 客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理に関する指導

- ・対象となる職員ごとに、パソコンの使用時間の記録等により客観的に把握された「在庁時間」と「超過勤務時間」を突合。大きなかい離があればその理由を確認するなどして、客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理について指導

【参考】「在庁時間」と「超過勤務時間」に大きなかい離がある場合の一例（イメージ）

「正規の勤務時間」の終了から一定時間経過後に、「退勤時刻」の記録がある場合
（超過勤務命令時間の記録なし）

在庁時間の記録〔一例〕（抄）			超過勤務等命令簿〔一例〕（抄）	
勤務日	出勤時刻	退勤時刻	勤務日	超過勤務命令時間
3月3日	9:25	19:47	3月3日	なし
3月4日	9:28	18:19	3月4日	なし

〔正規の勤務時間：9:30～18:15〕

約1.5h
のかい離

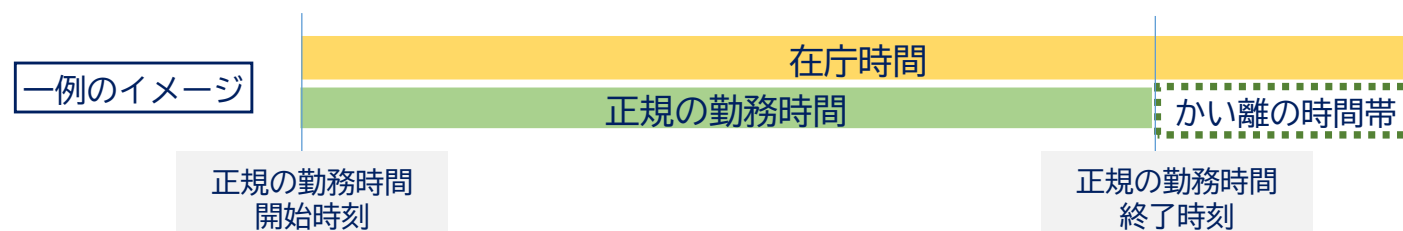
1 客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理に関する指導《続き》

- ・令和6年度においては、本府省の20機関及び地方の4官署で計約1,800人の直近1月分のデータを突合した結果、超過勤務時間はおおむね適正に管理されていたものの、一部で超過勤務時間が適正に記録されていない事例については指導（その結果、該当府省にて適切な対応がなされ、超過勤務手当の追給（後日支給）や返納などが行われた）

主な事例

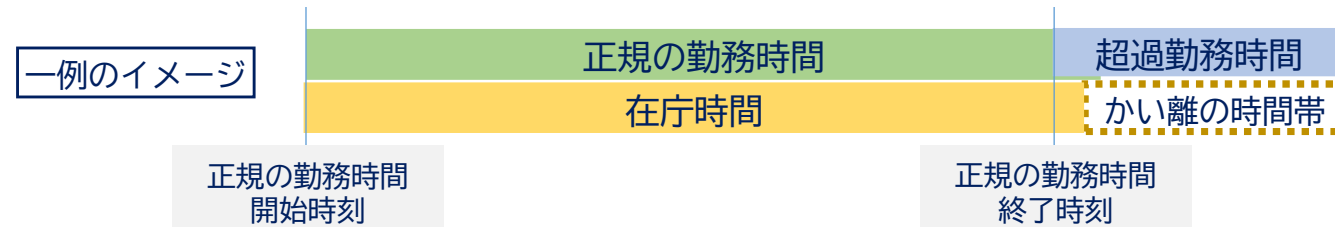
対応

- ・ かい離の生じている時間帯に、超過勤務命令に基づき勤務していた



正しい超過勤務時間に修正
（該当職員にその分の超過勤務手当を追給）

- ・ かい離の生じている時間帯に、超過勤務をしていなかった



正しい超過勤務時間に修正
（その分の超過勤務手当を
該当職員が返納）

2. 調査結果等の概要

2 他律部署・特例業務の範囲に関する指導

次の指導を実施

- ・ 他律部署を実態に即して細かく指定するなど必要最小限のものとするよう指導
- ・ 上限時間等を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該職員の従事する業務等が特例業務（重要な業務であって特に緊急に処理することを要するもの）に該当するものであることを確認し、特例業務の範囲を必要最小限のものとするよう指導

※ 人事院の指導を受けて、他律部署の一部を自律部署に変更する見直しがなされた府省を確認

※ 月100時間や平均月80時間の上限を超える場合の特例業務の範囲をより慎重に判断することなどを求める通知を令和7年3月に発出

3 管理職員のマネジメント、超過勤務の縮減に関する助言 等

次の助言等を実施

- ・ 管理職員のマネジメント強化に向けた取組に資する助言
- ・ 国会対応業務の効率化に関する取組事例の共有等、超過勤務の縮減に向けた取組に関する助言
- ・ 業務の平準化を図るなどした上で、特に「1月100時間未満」等の上限を超える職員数を減らすよう指導
- ・ 面接指導の対象となる職員がいる場合、対象者に対する面接指導を確実に実施するよう指導

適正な制度運用や手当支給を求める個別通報への対応

- ・指導室が設置された令和4年度以降、超過勤務に関し、適正な制度運用や手当支給を求める個別通報が同室に寄せられており、指導室から関係府省に確認・対応を要請している。令和6年度中に関係府省に確認・対応を要請した件数は10件（令和5年度は7件）
このうち、令和6年度に対応が終了したものについて、主な事例の概要は次のとおり

主な事例

対 応

実際の超過勤務時間が正確に記録されておらず、
手当を支給すべき超過勤務時間があったことを確認

正しい超過勤務時間に修正（該当職員にその分の超過勤務手当を追給）
関係者に対して、勤務時間の適正な管理を行うよう必要な指導を実施

実際の超過勤務の状況を報告しづらいなどの職場
の雰囲気改善を求める通報

職員が超過勤務の申告を適切に行うことができるよう、管理職員等に対して、客観的な記録に基づく超過勤務時間の適正な管理等について注意喚起を実施

人事院における取組

- ・ 超過勤務の縮減に向けた人事院の取組については、令和6年人事院勧告時報告において言及
<https://www.jinji.go.jp/content/000005208.pdf>

- ・ 概要は次のとおり

1. 各府省における業務の削減・合理化の推進等

- 各府省に管理職員等の果たす役割の重要性を伝え、業務の削減・合理化や職場の雰囲気・認識の変革等、超過勤務の縮減に向けた一層の取組を依頼

2. 客観的把握に基づく勤務時間管理等についての指導・助言

- 令和4年度に設置した勤務時間調査・指導室において、超過勤務時間の適正な管理等の調査・指導を実施
- 調査・指導を更に充実させるため、令和6年度は対象となる職員数を増やして実施

3. 国会对応業務の改善

- 各府省にフォローアップアンケートを実施。国会对応業務については、「削減傾向にある」旨の回答が前回から大きく増加したが、「変わっていない」旨の回答が最も多かったことから一層の取組を行うことが必要
- 各府省に対して国会对応業務による超過勤務の縮減に向けて取り組むよう求めるとともに、行政部内を超えた取組が必要なものは、関係各方面の御理解と御協力をお願い

4. 業務量に応じた要員の確保、人事・給与関係業務の改善

- 業務の削減・合理化、職場の雰囲気や認識の変革、マネジメント強化等を進め、それでもなお状況に改善が見られない場合には、各府省において業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要
- フォローアップアンケートでは、多くの府省が「恒常的な人員不足が生じている」と回答。今後、各府省の実情を把握し、必要に応じて関係部局に協力を依頼
- 人事・給与関係業務について、内閣人事局と連携し、調査等の重複を合理化するなどの改善の取組